

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	72	所管経産省	法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構	職員の身分	国家公務員
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> 工業製品その他の物資に関する技術上の評価 工業製品その他の物資に関する試験・分析・検査等を行う事業者の技術的能力の評価 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報収集・評価・整理及び提供 					
沿革	S59.10通商産業省通商産業検査所 → H7.10通商産業省製品評価技術センター → H13.4独立行政法人製品評価技術基盤機構					
中期目標期間	平成23年4月～平成28年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		5	5	5	5〔0〕（1）	
常勤役員数		4	4	4	4	
非常勤役員数		1	1	1	1	
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		397	399	397	407〔0〕（9）	
うち間接部門		52	49	53	58	
うち事業部門		345	350	344	349	
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		138（0）	136（0）	131（0）	139（0）	
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		105.3（97.9）	104.9（98.3）	104.5（97.2）	-（-）	
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		-（-）	-（-）	-（-）	-（-）	
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算	
国からの財政支出額の推移（百万円）	一般会計（百万円）	7,419	7,294	6,751	8,990	
	うち運営費交付金	7,155	7,040	6,596	6,469	
	うち施設整備費補助金	105	27	65	2,460 （うち2,418繰越金）	
	うち施設整備以外の補助金・交付金	-	-	-	-	
	うち委託費	159	227	90	61	
	うち出資金	-	-	-	-	
	特別会計（特許特会）（百万円）	-	-	84	129	
	うち運営費交付金	-	-	-	-	
	うち施設整備費補助金	-	-	-	-	
	うち施設整備以外の補助金・交付金	-	-	-	-	
	うち委託費	-	-	84	129	
	うち出資金	-	-	-	-	
	計	7,419	7,294	6,835	9,119	
支出額の推移（百万円）	9,171	7,314	7,837	9,527		
収入額の推移（百万円）	8,491	8,113	7,872	9,527 （うち2,418繰越金）		
国の財政支出/収入額（%）	87%	90%	87%	96%		
財務データ （平成24年度、百万円）	資産合計	18,790	うち流動資産	3,400		
	負債合計	5,321	純資産合計	13,469	うち利益剰余金	571

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	72	所管 経産省	法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構
-----	----	--------	-----	------------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
			合計				
製品安全関連業務	製品安全4法（※）に基づき、製品事故の原因究明を実施し、その究明結果等に基づきこれら4法の技術基準改正やJIS規格改正を経済産業省に提案。製品安全4法に基づき立入検査等の実施。 （※）消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	2,144	合計	2,237			
			国費	運営費交付金	2,199		
				施設整備補助金	5		
				(公募)委託費	29		
				手数料等	4		
化学物質管理関連業務	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づく立入検査並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく国際機関による検査の立会及び立入検査の実施。 化審法に基づく新規化学物質の事前審査及び規制対象物質に係るリスク評価の実施。 化審法及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」等の執行に必要な化学物質データベースの整備等の法執行に係る技術的支援を実施。	1,344	合計	1,416		6	
			国費	運営費交付金	1,337	(一社) 環境情報科学センター	6
				(随契)委託費	61		
				手数料等	18		
				自己収入			
バイオテクノロジー関連業務	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく立入検査及び経済産業大臣の行う遺伝子組換え生物を使用する際の安全性に係る審査への技術的支援の実施。 生物多様性条約の下で海外から入手した微生物等産業上有用な生物遺伝資源の収集・保存・提供の実施及び海外生物資源国との二国間協力の推進。 特許法施行規則に基づく指定及びデータベース条約に基づく通知を受けた寄託機関として、微生物の特許寄託を実施。	2,767	合計	2,708		1	
			国費	運営費交付金	2,106	(一財) 君津健康センター	1
				施設整備補助金	60		
				(随契)委託費	84		
				自己収入			
適合性認定関連業務	工業標準化法、計量法及び製品安全4法等に基づき、試験事業者及び校正事業者等の技術的能力の認定又は調査を実施するとともに、当該試験事業者及び検査機関等への立入検査等を実施。	1,055	合計	1,105		2	
			国費	運営費交付金	954	(一財) 日本規格協会	2
				手数料等	151		
				自己収入			
				手数料等			

※公益法人への支出は100万円未満の少額契約は除く

※講習業務（528百万円）はH24年度で終了したため、上記の表には記載していない

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

＜平成24年度決算合計＞

特別会計	法人合計 (百万円)	合計	
		特別会計	特許特別会計
バイオテクノロジー関連業務	84	84	84

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	72	所管	経済産業省	法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



No.	72	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

製品評価技術基盤機構（NITE）は、経済及び産業の発展に資することを目的に、法執行、法執行支援、外国政府機関等との交渉等、本来国自らが行うべき業務について、信頼性、公平性、中立性、恒久性等を堅持する技術法人・特定独法（役職員が国家公務員の身分を有する）として実施している。

平成24年度の成果としては以下のような実績をあげており、製品事故の未然・再発防止、化学物質管理の推進、微生物の産業利用、世界各国の認定機関との相互承認を通じた事業者の海外進出等に貢献している。

- 製品事故の調査結果公表件数：2,876件
- 化学物質の排出等に係る届出の集計数：36,638件
- 特許微生物の保管数：13,897株
- 登録・認定事業者の数：701事業者

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

○メリット

・組織、人員及び資金の柔軟性
国や社会の要請に対して効果的に対応するために必要となる組織の構築や資金の確保について、法人の長の裁量により組織変更や人員配置、法人内で資金配分の調整を行えるため、迅速に実施できる。

・予算執行及び計画実施の柔軟性

中期目標期間の範囲において、その目標の達成に向けた年度計画は法人の長の裁量により柔軟に設定できるため、後年度の施設営繕に備えて運営交付金の執行を後年度に振り向けたりすることや、5年間という長期的スパンで目標の達成に必要な計画を実施することが可能となった。

・職員に公務員身分が付与された法人

NITEは法執行、法執行支援、外国政府機関等との交渉等の業務を行っており、業務の特性上、信頼性、公平性、中立性、恒久性等を堅持する必要がある一方で、適切な法執行業務等を実施するためには高度な技術的専門性が必要となる。NITEは特定独立行政法人であることにより、国としての信頼性等と高度な技術的専門性の両立が可能となった。

●デメリット

・多重の評価、監査による負担

独法評価委員会（経産省、総務省）、監事監査、会計監査人による財務監査、会計検査院、契約監視委員会等外部機関による評価・モニタリングに加え、内部の契約委員会、内部監査等が重層的なものとなっており、評価負担が大きく、通常業務の支障となっている。

・会計処理に係るダブルスタンダード

独立行政法人の会計処理は、企業会計基準に準じた発生主義による独立行政法人会計基準と国の会計基準に準じた現金主義による会計基準との二つの会計処理を実施する必要があり、非効率なものとなっている。

・全独法一律の予算人員削減

個別の業務の状況を勘案せず、独法という属性のみで一律の予算・人員削減をかけられてしまっており、行政ニーズに基づき業務が拡大している独法にとっては、業務運営の効率化のみでは削減達成が非常に厳しく、業務の達成に支障が出るような縛りがかけられている。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
経済産業省	78	製品評価技術基盤機構運営費交付金
厚生労働省	352	化学物質の審査及び規制等に関する法律等施行費(23年度)
環境省	217	化学物質の審査及び規制等に関する法律施行経費(24年度)

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	別紙参照		
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	別紙参照		

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (単位:百万円)	委託先
庁舎管理、清掃、警備業務	庁舎等の管理・清掃・警備等の業務を行わせたもの。	137	日本ハウズイング株式会社、東京ビジネスサービス株式会社等
システムの運用管理等業務	内部管理業務用システム等の運用・管理等の業務を行わせたもの。	90	株式会社富士マーケティング、株式会社理経等
システムの改修等業務	業務用システムの改修等の業務を行わせたもの。	90	株式会社富士通九州システムズ、株式会社エスピック等
システムの運用・保守等業務	業務用システムの運用・保守等の業務を行わせたもの。	115	富士通株式会社、三菱スペース・ソフトウェア株式会社等
内部管理業務に係る役務提供	内部管理業務(経理、研修、調達など)を行わせたもの。	33	みずほ情報総研株式会社、リョーヨーセキュリティサービス株式会社等
建築工事に係る役務提供	建築工事における設計・監理等の業務を行わせたもの。	27	日新設計株式会社、株式会社設備設計二十一等
会計監査業務	独立行政法人通則法第39条に基づく会計監査業務を行わせたもの。	6	新日本有限責任監査法人
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (単位:百万円)	委託先
業務運営にかかる役務提供(バイオテクノロジー分野)	微生物の培養や実験器具の洗浄等を行わせたもの。	221	かずさファシリティアサービス株式会社、大陽日酸株式会社等
業務運営にかかる役務提供(化学物質管理分野)	PRTR情報のデータ整理等を行わせたもの。	183	みずほ情報総研株式会社、株式会社数理計画等
業務運営にかかる役務提供(適合性認定分野)	JCSS業務における事業者登録申請記録等の作成・ファイリング等を行わせたもの。	11	株式会社コスモス、株式会社JBS等
業務運営にかかる役務提供(製品安全分野)	事故情報のデータ入力・編集等を行わせたもの。	42	株式会社ジーピーエス、株式会社プロスペア・コーポレーション等
業務運営にかかる役務提供(講習分野)	テキストの作成・印刷や会場の手配等を行わせたもの。	357	一般財団法人電気工事技術講習センター、一般財団法人日本ガス機器検査協会等
試験機器の運用・保守等業務	試験機器の運用・保守業務等を行わせたもの。	43	中部科学機器株式会社、株式会社フロンティア・サイエンス等

※100万円以下の少額契約は含まず。

No.	72	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について					
① 措置内容					
<p>【製品安全分野】</p> <p>○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて製品評価技術基盤機構と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p> <p>【非公務員化】</p> <p>○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。</p>					
② これに対する現時点での考え方					
<p>【製品安全分野】</p> <p>○平成20年1月30日、製品評価技術基盤機構（NITE）と国民生活センターはその連携・協力の推進に関する合意を行い、情報共有としての全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）との接続や商品テスト等における技術協力等に取り組むこととした。さらに、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析であってNITEが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、平成23年5月17日に協定を締結した。</p> <p>【非公務員化】</p> <p>○第3期中期目標期間の開始に当たり総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された勧告において「役職員の身分の在り方については、今後、政府部内で行われる独立行政法人の組織及び制度に関する議論を踏まえ、必要に応じ、改めて検証するものとする。」とされたことを踏まえ、引き続き身分は公務員としている。</p> <p>○「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ（平成25年6月5日）」において、法人の分類及びその性格について、計画的な枠組みの下で事務・事業を行う法人と、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行うため役職員に公務員身分を付与する法人とが示されていることを踏まえつつ、本年6月の行政改革推進会議の総理の御指示により、年末に向けて、個別法人の組織見直しを進めることとされていることから、今後のNITEの組織の在り方についてはこの中で検討を進めていく。</p>					
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について					
① 措置内容					
○行政執行法人とする。					
② これに対する現時点での考え方					
○NITEの業務は国と密接に関わるものであり、行政執行法人として、信頼性、公平性、中立性、恒久性等を堅持する必要があると考えるが、本年6月の行政改革推進会議の総理の御指示により、年末に向けて、個別法人の組織見直しを進めることとされていることから、今後のNITEの組織の在り方についてはこの中で検討を進めていく。					
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項					
① 指摘事項					
<p>【政独委による指摘事項（平成22年11月26日）】</p> <p>○当法人の特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターについては、一元化。</p> <p>○独法制度の全体の見直しの議論を踏まえ、法人の業務及び役職員の身分の在り方を改めて検証。</p>					
② 対応状況					
<p>○平成24年4月1日に産業技術総合研究所（つくば市）の特許生物寄託センター（IPOD）の業務をNITEへ統合。平成25年4月1日にIPODをつくば市からNITEの生物遺伝資源センターがある木更津市に移転した。</p> <p>○独法制度全体の見直しの中で検証された結果、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日）において、国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を行う法人（行政執行法人）とする旨が明記されたが、その後当該方針については凍結となった。</p>					

No.	72	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

NITEは法律等に基づく業務（①製品安全分野、②化学物質管理分野、③バイオテクノロジー分野、④適合性認定分野）を行っている。具体的には、①製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づく製品事故の原因究明、立入検査業務等、②「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に基づく技術的な執行支援、化審法に基づく立入検査業務、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化兵法）」に基づく国際機関による検査等への立ち会い等、③「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づく技術的な執行支援、特許法に基づく特許微生物寄託等、④工業標準化法及び計量法に基づく試験所・校正機関の認定等を実施している。

これらの業務は国と密接に関わるものであり、信頼性、公平性、中立性、恒久性等を堅持する必要がある。加えて、これらの業務を着実かつ効率的に実施するには高度な技術的専門性が必要となる。

現在、NITEは独立行政法人通則法第二条第2号に規定される「特定独立行政法人」であり、役職員が国家公務員の身分を有し、かつ法人の裁量で高度な技術的専門性を有した職員の適切な人事サイクルを設定できることにより、国としての信頼性等と高度な技術的専門性の両立が可能となっているところである。

「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ（平成25年6月5日）」において、法人の分類について「国との密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人は役職員に公務員身分を付与する」との考え方が示されていることに鑑みれば、NITEは引き続き公務員型の法人とすることが適していると考えているが、いずれにしても、本年6月の行政改革推進会議の総理の御指示により、年末に向けて、個別法人の組織見直しを進めることとされていることから、今後のNITEの組織の在り方についてはこの中で検討を進めていく。

No.	72	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

（1）現在の評価システムは、独法評価委員会（経産省、総務省）、監事監査、会計監査人による財務監査、会計検査院、契約監視委員会等外部機関による評価・モニタリングに加え、内部の契約委員会、内部監査など様々なものが法人に対して課せられており、評価負担が大きく、通常業務の支障となっている。したがって、新しい法人制度においては、主務大臣による目標・評価の仕組みを軸とした効率的な仕組みとなることが望ましい。（4ページ 2（2）①効率的かつ実効性のある評価体制の構築 関連）

（2）国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点をおいて事務・事業を行うものであっても、製品の安全性評価など法の執行に必要となる手法開発の業務などは中期的に取り組むべきものであるため、業務の運営の効率化に関する事項に限定せず、中期的な管理をすることが適当な事項を法人の業務に応じて広く設定できる仕組みとすることが望ましい。（6ページ 2（2）③ii）単年度管理を行う法人における評価手続等 関連）

（3）自己収入の増加や運営費交付金の経費削減による利益の活用や繰越しについて、中期目標管理を行う法人に限定せず、法人にインセンティブを与える観点から、単年度管理を行う法人も対象とする仕組みとすることが望ましい。また、その活用や繰越しを認める判断基準についても網羅的かつ具体的に明示される仕組みが創設されることが望まれる。さらに、独立行政法人の会計処理は、企業会計基準に準じた発生主義による独立行政法人会計基準に加え、国の会計基準に準じた現金主義による会計基準による処理の二重処理になっているため、非効率的であり改善することが望まれる。（8ページ 2（4）①財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進 関連）